

相談者（Aさん） 私は今年からZ町の商工課の消費者相談所を担当しています。町民から様々な相談を受けることがあります。今日は色々教えて頂きたいと思います。

弁護士 消費者相談所で受付をする相談は、どのようなものが多いですか。

Aさん やはり借金を抱えてどうしようもなく、債務整理が破産をしたいという相談が一番多いです。去年はいわゆるオレオレ詐欺の相談もありました。クレジット契約や名義貸しに関する相談も多いですね。

弁護士 弁護士会で主催している法律相談も同じような状況だと思います。多重債務は一時に比べれば絶対数は減っていますが、またまた数の多い相談です。破産せざるを得ないケースが多いのですが、相談者の中には破産は避けたいという方もおり、その場合は任意整理、特定調停、個人再生を検討します。

Aさん 個人再生という手続をとれば、ローン支払中の自宅が残せるというのは本当ですか。

弁護士 その通りです。民事再生法一九六条以下では一定の要件の下に住宅ローンの返済の計画を組み直すことによって、自宅を手放さず個人再生する道が設けられています。但し、この手続はかなり複雑ですので、弁護士に依頼した方が良いでしょう。

Aさん 借金を作った原因として、最近パチン

クレジット会社に支払うことになりまし。クレジット会社は契約成立後商品が消費者に引き渡された段階で販売会社に一括して代金を支払っているのです。

Aさん クレジットのリホ払いという言葉の時々耳にするのですが、どういう仕組みなのですか。

弁護士 正式にはリボルビング払いと言って、あらかじめクレジットカードの利用限度額を定めておき、その範囲内で個々の商品代金と関係なく、毎月一定額の金額を返済するという支払方法です。消費者にとっては毎月の支出が予測できますので、家計の計算がしやすいという利点がありますが、高額な商品をクレジットで購入した場合、利息だけを払い続け、なかなか元本が減らないことに注意が必要です。

Aさん クレジット契約をすると手数料が発生しますが、それが高額な場合利息制限法の適用はないのですか。

弁護士 クレジット契約における手数料の法的性質の問題になります。東京地裁平成一一年一月一九日の判決は、手数料が金融の対価という側面を併せ持つことを踏まえた上で、結論的には手数料は立替払いに対する報酬や諸経費であり、利息制限法の適用はないと判示しています。

Aさん 家具屋さんからソファをクレジットで購入してすぐにその家具屋さんが倒産してし

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第18回

かしこい消費者であるために

コにお金をつぎ込むためというのが目立つような気がするのですが。

弁護士 私もその様に思います。パチンコは大衆娯楽というより最近ではギャンブル性が非常に高くなって、数十分で一〇万円を擦ってしまふというような事も珍しくないようです。破産



まい、現物が届けられなかった場合、クレジット会社に対する支払はどうなるのですか。

弁護士 これは販売会社に対する抗弁をクレジット会社にも対抗できるか、という問題です。質問のケースは割賦販売法三〇条の四を根拠として抗弁の対抗が認められ、クレジット会社の請求を拒否することが出来ます。

Aさん クレジットで時計を購入した場合に、クーリングオフは出来るのですか。

弁護士 クーリングオフとは、契約の申し込み後一定期間内は申込者が無条件で申し込みの撤回あるいは契約の解除を行うことが出来る制度です。クレジットで購入した場合、その契約

申立をする場合、免責の決定をもらわないと債務を免れることが出来ず、真の再生が出来ないので、ギャンブルで借金を作った場合は免責が受けられない事があります。パチンコによる多重債務は表面化していませんが、大きな社会問題だと思います。

Aさん オレオレ詐欺も手口が巧妙化しているようです。弁護士さんの名前を使って振り込ませたという新聞記事を読みました。

弁護士 実は先日、私の母のところにもオレオレ詐欺の電話があったのです。私が交通事故を起こしたので示談金をすぐ振り込まなければならぬという話だったようです。幸い当日は私が車を使わずに出勤していたので、母もオレオレ詐欺だと気付いたようです。

Aさん クレジットの相談も多いのですが、契約がとても複雑で、なかなか理解できません。今日は基本的な仕組みを教えてください。

弁護士 昔は商品を購入して売主に対する売買代金を月賦で分割して払うという月賦払いがありました。それが最近では売主・買主の二者契約ではなく、クレジット会社が加わった三者契約になっていくのです。クレジット会社と売主である販売会社は、あらかじめ加盟店契約を結んでいます。我々消費者は販売会社から商品を購入しますが、クレジット会社と立替払契約を結び、売買代金は約束した通り分割して

が営業所以外の場所で行われた場合は、割賦販売法四条の四により八日以内に書面でもってクーリングオフをすることが可能です。しかしお店で購入した場合には、クーリングオフは出来ないこととなります。

Aさん 先日の相談の中に、友人の中古車販売会社の経営者から「今月売上が少ないので、クレジットで中古車を買ったことになって欲しい。決して迷惑はかけないから。」と言われ、クレジット契約を私の名前で交わし、クレジット会社からの電話確認にも契約をしたと答えました。ところがその後友人の会社が倒産してしまい、クレジット会社から請求されているという事案がありました。

弁護士 典型的な名義貸しの事件ですね。名義を貸すことを認めて、契約書を作成し、電話確認にも回答している以上、責任を免れることは出来ません。名義を貸すということが重大な結果に繋がるということを、もう一度確認しておきましょう。消費者も自分自身を防衛するために幅広い知識を持ち、賢い消費者であることが必要な時代なのです。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）
阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員